

令和 8 年 3 月
東海村建設部都市政策課

東海村耐震改修促進計画の計画期間の延長について

東海村では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『東海村耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされていますが、今年度、茨城県耐震改修促進計画の計画期間が 1 年延長されたことを受け、現行の「東海村耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月策定）」で令和 7 年度までとしている計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までとします。

次期「東海村耐震改修促進計画」の改定については、茨城県耐震改修促進計画の内容を踏まえ、令和 8 年度以降に改定予定です。

<計画期間の延長>

現 計 画 期 間：令和 4 年度 ～ 令和 7 年度

変更後計画期間：令和 4 年度 ～ 令和 8 年度